

資金繰り支援融資保証

制度の特徴

売上減少等により資金繰りが困難となっている中小企業者に対し、県制度の既往債務(保証付)の借換資金及び、借換と合わせて行う運転資金の供給を目的とした県制度です。

対 象 者	原則として1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営む中小企業者であって、県制度の既往債務(保証付)が存在する等の要件を満たすもの(具体的な要件については保証制度要綱をご参照ください)
保 証 限 度 額	8,000万円
保 証 期 間	7年以内 (実情に応じ10年以内)
据 置 期 間	1年以内
金 利	1.85%以内 (期間7年超、変動金利の場合、1.95%以内 SN5、7、8号2.05%以内)
保 証 料	0.70%(SN5、7、8号) 0.80%(SN1~4、6号)
担 保	必要に応じ徴求
連 帯 保 証 人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)